

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

〔貸与奨学金〕確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

提出用

（大学院予約）

（西暦）

年 月 日

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込みの入力内容又は奨学金案内に記載内容及び以下に記載の貸与申込みの条件、個人情報取扱いに関する各同意事項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人情報取扱いに関する同意書を提出します。また、機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

さらに、私が大学院における「授業料後払い制度」を選択する場合には、下記の「授業料後払い制度に関する同意事項」に同意します。

入学予定	学校名		課程	研究科	学籍(学生証)番号					
	氏名	フリガナ	住所	電話番号(自宅)		-	-	性別(任意)		男・女
		漢字		(携帯)		-	-	年月日		昭和・平成
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】		a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等 g 家族滞在 ※d～gの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)								

*必ず本人が記入してください。

【個人情報同意事項】 機構は、個人情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報の利用・登録等)

- 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報機関の加盟会員によって自己の与取引上の判断(返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報機関及び同機関と提携する個人情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不届の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む)の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

- 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
- 前2項に規定する個人情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構ではできません)。
 - ①機構が加盟する個人情報機関: 全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/>
 - ②同機関と提携する個人情報機関: ㈲日本個人情報機構 <https://www.jicc.co.jp/>・㈲シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>
- 私が選学等により奨学金の資格を失った場合であっても、私が在籍していた年度中に生じた授業料に関する「授業料支援金」が、保証料が差し引かれたうえで学校又は私に振り込まれることがあります。

左記の個人情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

【授業料後払い制度に関する同意事項】 私は、授業料後払い制度による第一種奨学金の貸与を受けるにあたり、以下の事項に同意します。

- 授業料後払い制度での借付金額には、授業料に充てられることを目的として貸与する「授業料支援金」と生活費に充てられることを目的として貸与する「生活費奨学金」とが含まれており、私は、これらを一体として返還する義務を負います。
- 裏面1.奨学金の貸与に係る事項(以下、「裏面1.」という)(4)にかかわらず、授業料後払い制度における保証制度は機関保証に限るものとします。「授業料支援金」は、授業料相当額の支援対象授業料に保証料相当額を加えた額になります。「授業料支援金」と「生活費奨学金」は、それぞれ保証料を差し引いたうえで私の指定する口座に振り込まれます。私は、保証料を含む借付金額全額を返還する義務を負います。
- 裏面1.(11)にかかわらず、私は、「授業料支援金」のうち、支援対象授業料の振込先を、私の在籍する学校が指定する口座(学校指定口座)に指定するものとします。ただし、私が在籍する学校の状況により、機構が学校指定口座に振り込むことができないときは、機構は、支援対象授業料を私義の指定口座(「生活費奨学金」と同じ口座)に振り込むこととし、学校指定口座への振込が可能となった時点で、学校指定口座に振り込むこととします。なお、授業料後払い制度により学校指定口座に支援対象授業料が振り込まれた場合、学校が支援対象授業料を私の授業料に充当することに私は同意し、異議を述べません。
- 裏面1.(12)にかかわらず、支援対象授業料の振込日は学校が希望する日に基づき機構が決定するものとし、授業料の納付期日より前に振込が行われることがあります。私は、授業料後払い制度により「授業料支援金」を直接受領しない場合であっても、自身が直接受領した場合と同様に返還義務を負います。前項の支援対象授業料の額は、支援対象授業料の上限額(年額最大535,800円(私立大学院の場合は、776,000円))の範囲内で、学校が機構に申告した授業料相当額とし、裏面1.(13)にかかわらず、本人が額を指定することはできません。
- 支援対象授業料が学校指定口座に振り込まれた場合において、授業料減免などにより、振込額のうち学校が私に課す授業料に充当できない差額が生じたときは、当該差額は学校が私に対して交付することとします。
- 私が選学等により奨学金の資格を失った場合であっても、私が在籍していた年度中に生じた授業料に関する「授業料支援金」が、保証料が差し引かれたうえで学校又は私に振り込まれることがあります。
- 授業料後払い制度を利用していても、私が、学校に対して授業料を納付する義務を負います。支援対象授業料が私義の指定口座に振り込まれたとき、又は学校の定める授業料が支援対象授業料の上限額を超えるときは、私が授業料の納付方法、納付時期等を、学校に確認のうえ、自己の責任の下に納付し、納付が遅れたことによる不利益は私が負うものとします。
- 裏面1.(1)にかかわらず、授業料後払い制度の返還は所得運動返還方式によるものとします。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書兼個人情報取扱いに関する同意書は本人控としてコピーを取り返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

進学予定の大学院学校番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【用紙②】 確認書兼個人情報取扱いに関する同意書（大学院予約）

1. 奨学金の貸与に係る事項

【返還方式】

- (1) 第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式（以下、「定期返還方式」という）か、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という）が収入に連動して算出した割賦金で返還する方式（以下、「所得連動返還方式」という）を選択する必要があります。
(2) 所得連動返還方式を選択した場合は、個人番号等機構の指定する書類を提出しなさい。
(3) 返還方式の変更を希望する際は機構に願い出る必要があります。
【保証】
(4) 奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受けるか、連帯保証人及び保証人を選任し、人的保証を受けることが必要です。

- (1) 返還方式で所得連動返還方式を選択した場合は、機関保証を選択することが必要です。
(2) 機関保証を選択する場合は、奨学金の貸与終了後においても奨学生本人と確定した連絡先を、機構の求めに応じてその連絡先情報を提供しなければならない。
(3) 奨学金申込時に連帯保証人及び保証人を選任し、貸与中に連帯保証人又は保証人が死亡した場合は、真にやむを得ない事由により連帯保証人又は保証人が欠けたことになった場合は、機関保証制度への変更を申し出ることができます。
【返還誓約書（兼個人情報取扱いに関する同意書）】
(5) 機関保証を受けた奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに機関保証を受けたことを表示した返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書を提出しなければなりません。
(6) 人的保証を受けた奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連署の上押印した返還誓約書を提出しなければなりません。
(7) 機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合は、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。
(8) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分（それぞれ現在の専攻科、大学における別科、専修学校専門課程修了を入学資格の要件としている専修学校専門課程は、それと異なる学校区分とみなす）において現在在学中の専修学校と同じに属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して在学中に卒業に必要な年数に達するまでの期間とします。
(9) 短期大学、大学院修士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む）及び専門職大学院（法科大学院を含む）、大学院博士課程（後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む）、高等専門学校、専修学校専門課程
(10) 第一種奨学金の長期履修課程に在学者の貸与最終期は、通常の課程における標準修業年限の最終期までとします。

- 【貸与期間の取扱い】
(11) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分（それぞれ現在の専攻科、大学における別科、専修学校専門課程修了を入学資格の要件としている専修学校専門課程は、それと異なる学校区分とみなす）において現在在学中の専修学校と同じに属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して在学中に卒業に必要な年数に達するまでの期間とします。
(12) 短期大学、大学院修士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む）及び専門職大学院（法科大学院を含む）、大学院博士課程（後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む）、高等専門学校、専修学校専門課程
(13) 第一種奨学金の長期履修課程に在学者の貸与最終期は、通常の課程における標準修業年限の最終期までとします。
【申込資格】
(14) 奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者として、日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
(15) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
(16) 又は家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次に掲げる要件の全てに該当する者
(ア) 12歳を迎える学年の末日までに日本国に入国した者
(イ) 日本国の小学校等、中学校等、高等学校等を卒業した者
(ウ) 大学等の卒業後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると機構の長が認めた者
(17) 本邦における在留期間その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると機構の長が認めたもの
【振込み】
(18) 奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます。
(19) 奨学金は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することができます。
【月額の変更】
(20) 貸与月額が、機構が定める手続きにより変更することができます。
【利率の算定方法】
(21) 第一種奨学金に併せて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率は、第二種奨学金における基本月額に係る利率の算定方法の選択については、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に記載した方法に従って以下のとおり定められます。
(22) 「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てた固定利率の財政投融資（以下、「財投」という）の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます。
(23) 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てた5年利見直しの財政投融資の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。
(24) 第二種奨学金においては入学時特別増額貸与奨学金を受けた者及び法科大学院に在学者が増額月額の貸与を受けた場合の利率は、基本月額に係る利率と入学時特別増額貸与奨学金又は増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。
(25) 第二種奨学金における利率の算定方法の変更は、奨学金の交付期間中、機構が定める一定期間届け出ることができます。
【貸与期間の取扱い】
(26) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分（それぞれ現在の専攻科、大学における別科、専修学校専門課程修了を入学資格の要件としている専修学校専門課程は、それと異なる学校区分とみなす）において現在在学中の専修学校と同じに属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して在学中に卒業に必要な年数に達するまでの期間とします。

【貸与中の手続き等】

- (17) 奨学生は在学学校長あてに毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続貸与の適格認定を受けなければなりません。
(18) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければなりません。
休学、復学、転学、編入学、留学（休学）又は退学したとき、
本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき、
本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき、
奨学金を辞退するとき、
奨学金を返還し又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければなりません。
奨学金の交付に当たっては、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければなりません。
奨学金の交付を停止、期間短縮又は廃止します。
休学したとき又は長期休校したとき、
学業成績不振又は学業不振、奨学生としての責任が果たせなくなったとき、
奨学生としての責任が果たせなくなったとき、
奨学生が他の処分を受けたとき、
奨学金の申込時にインターネットに入力すべき事項、もしくは「奨学金申込書」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたことにより奨学生となったことが判明したとき、
「奨学金継続願」を提出しなかったとき、
その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき、
奨学生はいつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができます。
奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり学長を経て願い出たときは奨学金の交付を復活させることができます。

2. 奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

- (1) 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます。
(2) 機関保証を受けた場合、督促されてもなおお滞りしている、機構の代位弁済請求に基づき保証機関が機構へ保証債務の履行（代位弁済）を行います。
(3) 本人が債務（貸与を受けた総額、利息、延滞金及び督促手続き費用）の返還を滞り、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けてもなおお滞りしている場合は、債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。
(4) 返還期日前に、貸与された奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
(5) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を滞りしたときは、支払督促の申立から強制執行までの法的手続きを行うことができます。
(6) 本人が債務（貸与を受けた総額、利息、延滞金及び督促手続き費用）の返還を滞り、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けてもなおお滞りしている場合は、債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。
(7) 返還期日前に、貸与された奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
(8) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を滞りしたときは、支払督促の申立から強制執行までの法的手続きを行うことができます。
(9) 本人が債務（貸与を受けた総額、利息、延滞金及び督促手続き費用）の返還を滞り、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けてもなおお滞りしている場合は、債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。
(10) 口座振替（リレー口座）による返還が適当でない場合、機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。
(11) 本人、連帯保証人及び保証人から返還期日を過ぎても返還がない場合、又は所定の手続きを怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から架電及び督促を行います。
(12) 本確認書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本邦所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【その他手続き等】

- (13) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するときは、速やかに機構に届け出なければなりません。
(14) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに機構に届け出なければなりません。
(15) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願い出しに減額返還（1回当たりの割賦金を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法）を適用することができます。
(16) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは国外の学校に在学者の場合は、願い出により返還の期限を猶予することができます。
(17) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません。
(18) 本人が死亡したとき、又は精神もしくは身体の障害によって、その奨学金を返還することができなくなったときは、願い出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができます。
(19) 大学院で貸与を受けた第一種奨学金について、在学中に特に優れた業績を挙げたとして機構が認定したときは、貸与期間終了時に、その奨学金の全部又は一部の返還を免除することができます。
(20) 本人が割賦金の返還を滞りしたときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関、文部科学省及び業務委託者に対して提供することができます。

【個人番号の利用】

(21) 個人番号とは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法及び関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、この場合確認書兼同意書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」その他の諸規程の定めによります。